

〔事案 2020-2〕 新契約無効請求

・令和 2 年 10 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、保険料の支払総額について説明を受けていなかったことを理由に、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)募集人から、「ビッグな保険である。2,400 万円ももらえる。」という説明を受け申し込んだが、申込前に設計書を見ていないし、募集人から保険料の支払総額について説明がなかった。
- (2)保険料の支払いに不安を感じ、申込 4 か月後に募集人に解約意思を伝えたが、募集人から、「944 万円を支払えば所有通帳の全額使い切っても大丈夫。今後は不安なく生活できる。」等と説明を受けたため、同額を振込み、保険料の支払いが完了したものと思っただが、実際には一部の前納に過ぎなかった。
- (3)平成 29 年に募集人に対して、「あと幾ら払えばいいのか。」と質問したが、明確な回答はなく、同席していた自分の妻に対して、「ご主人を 1 日借りなければいけない。」等と返答するのみであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に、設計書を用いて必要な説明を行っており、申立人は本契約の内容を理解して申込手続を行った。
- (2)募集人が伝えた金額の振込をもって、保険料残額の支払いが完了する旨の説明はしていない。
- (3)保険料残額を問われれば、それを答えないわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による保険料の支払総額についての説明がなかったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。